

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 1 1 月 1 1 日（水）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 1 年 1 1 月 1 1 日		開 会
		午前 9 時 3 1 分
		閉 会
		午前 1 0 時 5 5 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 ○中 村 昌 治 二 木 栄 一 大 沢 洋 子 須 田 毅 藤 井 克 彦 角 尾 彰 央
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 八木同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協 議 事 項	平成２１年相模原市議会１２月定例会の運営について (１) 会期 (２) 会議開催日 (３) 代表質問・個人質疑通告期限 (４) 一般質問通告期限 (５) 議事日程 (６) 一般質問通告者数について (７) その他 ① 全員協議会の開催について ② 部会の開催について ③ 議員派遣の議決について（最終日） ④ 理事者席について ⑤ 指定管理者に関する資料の配架について ⑥ ３月定例会会議日予定（仮案）について 相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について 相模原市議会会議規則の一部改正に伴う全員協議会規程の制定について 農業委員会委員の推薦について 区選挙管理委員及び補充員の選出について その他
傍 聴 者	あり
署 名	委員長 中 村 昌 治

午前9時31分 開会

○中村委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

平成21年相模原市議会12月定例会の運営について

○中村委員長 12月定例会の運営についてを議題とする。

事務局から資料について説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 12月定例会会議日予定案について説明する。

資料1をごらんいただきたい。

この日程案は、去る10月19日の議会運営委員会で示した内容のとおりで、会期は、11月17日から12月21日までの35日間である。主な注意点としては、委員会の順番が変わったことと、9月定例会から、一般質問通告期限が午後3時になっている。なお、部会については、欄外に示してあるように、総務部会、環境経済部会、民生部会、建設部会と予定されており、この間示さなかった内容では、12月18日、一般質問3日目終了後に、全員協議会をお願いしたい。内容については後ほど説明する。なお、議会だよりのための議会運営委員会は、1月19日午前9時30分からお願いしたい。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 引き続き、説明する。資料2をごらんいただきたい。

12月定例会付議事件一覧だが、市長から提出される議案等は、議案63件、報告2件の合計65件である。議案の内訳は示してあるとおりなので、参照してもらいたい。付議予定案件の条例2件は、人事院勧告に伴う議案である。人事6件は人権擁護委員、人事委員会委員の関係で、後ほど

説明する。それから、委員会提出議案の予定があり、委員会条例である。もう1件、議員提出議案の予定がされており、内容としては、資産公開条例である。

1枚めくってもらって、市長から提出される議案等について説明する。

議案第106号相模原市区の設置等に関する条例については、政令指定都市への移行に伴い、区の設置並びに区の事務所及びその出張所の位置について所要の定めをするものである。

議案第107号相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例については、相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴い、関係条例の整理をするものである。主に区名の追加等という内容である。

議案第108号相模原市土地利用審査会条例については、政令市への移行に伴い、国土利用計画法の規定に基づき設置する相模原市土地利用審査会の組織及び運営について所要の定めをするものである。

議案第109号相模原市統計調査条例を廃止する条例については、政令市への移行に伴い、市が実施する統計調査が統計法に基づく調査となることに伴い、この条例を廃止するものである。

議案第110号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、狂犬病予防法に基づく事務、政令指定都市への移行に伴う動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務、道路法に基づく事務の手数料の規定の追加、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する犬または猫の引き取りに係る手数料の金額の改定をするものである。

2ページ、議案第111号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、政令指定都市への移行に伴い、法人の市民税、個人の市民税について、区を単位として課税することに伴う規定の改正をするものである。

3ページ、議案第112号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例については、政令市移行に伴い、議会の議決に付すべき土地の買い入れまたは売り払いに係る面積の下限の規定の改正をするもので、現行5,000平米を1万平米と変更するものである。

議案第113号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につ

いては、区制の施行に伴い、緑区区民会議、中央区区民会議、南区区民会議の設置、政令指定都市への移行による大規模小売店舗立地法の事務を行うこととなることから、相模原市大規模小売店舗立地審議会を設置するため、その他所要を改正をするものである。

議案第 1 1 4 号相模原市人事委員会設置条例については、相模原市人事委員会の設置について、所要の定めをするものである。

議案第 1 1 5 号相模原市人事委員会の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例については、人事委員会の設置に伴い、関係条例の整理をするものである。

議案第 1 1 6 号相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、相模原市人事委員会の設置に伴い、個人情報を収集する際の取得目的の明示に関する規定、市職員などの保有個人情報を開示請求の対象とするための規定の改正その他所要の改正である。

議案第 1 1 7 号相模原市職員定数条例の一部を改正する条例については、人事委員会の設置に伴う事務局の職員の定数に係る規定の追加、簡素で効率的な行政運営を推進するための職員の定数の改正をするものである。なお、人事委員会の設置に伴う事務局職員の定数に係る規定の追加については、平成 2 2 年 1 月 1 4 日が施行日である。

4 ページ、議案第 1 1 8 号相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、人事委員会の委員の服務の宣誓に係る規定の追加、県費負担教職員に係る任命権者の読みかえ規定の削除その他所要の改正をするものである。

5 ページ、議案第 1 1 9 号相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事委員会の設置に伴う規定の改正、宿日直手当の見直し、区長等に係る級別標準職務表の標準職務の規定の改正その他所要の改正をするものである。

議案第 1 2 0 号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、政令指定都市への移行に伴い設置する人事委員会、土地利用審査会、精神医療審査会、区の選挙管理委員会の委員の報酬額並びに地域協議会の廃止に伴う委員の費用弁償に係る規定の削除その他所要の改正をするものである。

議案第 1 2 1 号相模原市行政組織条例の一部を改正する条例については、新たな行政課題に的確に対応するために、所要の改正をするものである。

議案第 1 2 2 号相模原市児童相談所設置条例については、相模原市児童相談所を設置するため、所要の定めをするものである。児童相談所の位置は、現在の神奈川県相模原児童相談所の 2 階である。

議案第 1 2 3 号相模原市障害者更生相談所設置条例については、相模原市障害者更生相談所を設置するため所要の定めをするもので、ウェルネスさがみはらの 6 階に位置するものである。

議案第 1 2 4 号相模原市精神保健福祉センター条例については、相模原市精神保健福祉センターを設置するため所要の定めをするもので、ウェルネスさがみはらの 7 階に位置するものである。

議案第 1 2 5 号相模原市精神保健福祉審議会条例については、政令指定都市への移行に伴い、相模原市精神保健福祉審議会の組織及び運営について所要の定めをするものである。

6 ページ、議案第 1 2 6 号精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者に係る症状等の報告に関する条例については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、任意入院者に係る症状等の報告について所要の定めをするものである。

議案第 1 2 7 号相模原市慰霊塔設置に関する条例の一部を改正する条例については、区制の施行に伴い、慰霊塔の位置の表示の変更と管理に係る規定の整理をするものである。

議案第 1 2 8 号相模原市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例については、相模原市緑福祉事務所の設置、相模原市相模原福祉事務所の名称の変更、区制の施行に伴う位置の表示の変更、福祉事務所の所管区域を区の区域に合わせるため、規定の改正をするものである。

議案第 1 2 9 号相模原市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例については、政令指定都市への移行に伴い、児童福祉専門分科会に児童部会、児童相談所設置部会、児童虐待検証部会を設置するための規定の追加その他所要の改正をするものである。

議案第 1 3 0 号相模原市障害者施策推進協議会条例については、政令市移行に伴い、相模原市障害者施策推進協議会の組織及び運営について所要

の定めをするものである。

議案第 1 3 1 号相模原市障害者扶養共済制度条例については、障害者の将来に対し保護者が抱く不安の軽減を図ることを目的とする障害者扶養共済制度について所要の定めをするものである。

7 ページ、議案第 1 3 2 号相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、1 の国民健康保険税の税率及び軽減額の改正、9 ページ、2 の地方税法の改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正が主な内容である。

議案第 1 3 3 号相模原市立児童館条例の一部を改正する条例については、区制の施行に伴う児童館の位置の表示、四谷児童館の名称の変更をするものである。

議案第 1 3 4 号相模原市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例については、相模原市緑保健センターの設置並びに区制の施行に伴う保健所及び保健センターの位置の表示の変更をするものである。

1 0 ページ、議案第 1 3 5 号相模原市動物の愛護及び管理に関する条例については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理について所要の定めをするものである。

議案第 1 3 6 号相模原市消費生活条例については、市が実施する施策について所要の定めをするもので、消費者の権利の確立、自立の観点からのものである。

議案第 1 3 7 号地域自治区の設置に関する協議書等の一部を改正する条例については、地域自治区の設置期間の変更その他所要の改正をいたく提案するものである。

議案第 1 3 8 号工場立地法に基づく地域準則条例については、工場立地法の規定による準則を定める条例にかえて適用する相模原市内の特定工場に対する緑地面積率、環境施設面積率等について所要の定めをするものである。

議案第 1 3 9 号相模原市各農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、相模原市西農業委員会を廃止し、その所管区域を相模原市東農業委員会に含ませ、相模原市東農業委員会を相模原市農業委員会とすることに伴う条例の題名の改正、相模原市東農業

委員会及び相模原市西農業委員会の選挙による委員の定数の規定の削除並びに相模原市農業委員会の選挙による委員の定数を30人とする規定の追加をするものである。

議案第140号相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例については、農業委員会等に関する法律の規定により、相模原市農業委員会の選挙による委員を選挙すべき選挙区の名称、選挙区の区域及び選挙区において選挙すべき委員の定数について規定するものである。

11ページ、議案第141号相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、循環型社会の形成に向けて、市民、事業者及び市の取り組みを明確化する規定、資源の持ち去り行為の禁止の規定、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進の規定並びに産業廃棄物の不適正処理の防止対策の規定の追加その他所要の改正をするものである。

議案第142号相模原市都市計画審議会条例の一部を改正する条例については、政令指定都市への移行により都市計画審議会が必置となることに伴い、設置規定から趣旨規定への変更、同審議会の委員構成の規定から神奈川県職員の削除その他所要の改正をするものである。

議案第143号相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、区制の施行に伴い、市営自動車駐車場の位置の表示の変更、平日割引料金の設定及び回数駐車券の割引に係る規定の改正をするものである。

議案第144号相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例については、篠原簡易水道を牧野中央簡易水道に統合することに伴い、篠原簡易水道に係る規定の削除、簡易水道の加入金の納入を除外する規定の追加、区制の施行に伴う給水区域の位置の表示の変更その他所要の改正をするものである。

議案第145号相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、国道及び県道の占用の許可に係る占用料の額の取り扱いについての経過措置の規定の追加その他所要の改正をするものである。

議案第146号相模原市選挙公報に関する条例の一部を改正する条例については、政令市への移行に伴い、選挙公報の掲載文の申請及び配布に係る規定の改正その他所要の改正をするものである。

議案第 1 4 7 号相模原市議会議員及び相模原市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例については、区の選挙管理委員会が設置されることに伴い、ポスター掲示場の総数の減少に係る規定の改正その他所要の改正をするものである。

1 2 ページ、議案第 1 4 8 号相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法の改正による相模原市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る規定の追加、区の選挙管理委員会が設置されることに伴う規定の改正その他所要の改正をするものである。

議案第 1 4 9 号相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例については、区制の施行に伴う消防本部の位置の表示の変更並びに相模原消防署、南消防署及び北消防署の管轄区域を区の区域に合わせるための規定の改正をするものである。なお、津久井消防署については変更はない。

議案第 1 5 0 号工事請負契約の変更については、工事の名称は公共下水道鳥屋太井汚水幹線整備工事で、契約を締結したのは昨年 9 月 3 0 日である。契約金額、履行期限は示してあるとおりで、変更の理由としては、公共下水道鳥屋太井汚水幹線整備工事の施工場所において、シールド掘進中、現行の刃口では破碎できない、かたい層に当たったために、かたい層の掘進に対応できる刃口を新たに製作し、交換する必要性が生じたこと、掘進完了までに要する経費を増額するとともに、工事期間の延長が必要となったため、契約金額の増額と履行期限の延長をするものである。なお、契約金額の変更は 6, 5 4 9 万 5, 8 5 0 円の増額である。履行期限は 1 0 6 日の増である。

議案第 1 5 1 号不動産の処分については、相模原市津久井町三ヶ木にある 2 0 0 平方メートルの土地を自治会法人原替戸自治会に無償譲渡するための議案である。

1 3 ページ、議案第 1 5 2 号、議案第 1 5 3 号、議案第 1 5 4 号、議案第 1 5 5 号は町田市との境界変更に伴う議案で、1 5 2 号は、境川の改修に伴い、相模原市と町田市との境界を変更することについて、総務大臣に申請するものである。

1 5 3 号は、町田市との境界変更に伴い、財産の処分について、同市と

協議するものである。

154号は、境界変更に伴い、町の区域を変更するものである。

155号は、境界変更に伴い、町田市から編入されることとなる区域について住居表示を実施するため、市街化区域として定めるものである。

15ページ、議案第156号専決処分の承認については、新型インフルエンザ予防接種に係る低所得者の負担軽減措置に要する経費について予算を補正したもので、平成21年10月19日に専決処分したものである。この内容については、既に昨日、議員の皆様方に通知している。

議案第157号、158号、159号は、指定管理者の指定についての議案である。

157号は、相模原市立南障害者地域活動支援センターについて、特定非営利活動法人エヌピーオーかむに管理を行わせるための議案である。

158号は、藤野やまなみ温泉を牧野地域振興協議会グループに管理を行わせるものである。

159号は、南台団地を共同企業体ウィッツに指定管理をさせるものである。

議案第160号、161号は宝くじ事務協議会への加入についての協議案件で、160号は全国自治宝くじの関係、161号は関東・中部・東北自治宝くじの関係について、それぞれの事務協議会への加入についての協議の内容である。

議案第162号当せん金付証票の発売限度額については、当せん金付証票を発売するために総務大臣の許可を受けるに当たり、その発売限度額を定める必要があるために、当せん金付証票法の規定により提案するものである。

議案第163号児童の一時保護の事務委託に関する協議については、神奈川県と児童の一時保護に関する事務を委託することについて同県と協議するものである。

議案第164号相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議については、平成22年4月1日から証明書の交付等の事務を相互に委託することについて町田市と協議するものである。

議案第165号平成21年度相模原市一般会計補正予算、議案第166

号平成21年度相模原市国民健康保険特別会計補正予算、17ページ、議案第167号平成21年度相模原市下水道事業特別会計補正予算、議案第168号平成21年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算については、示してあるような補正額である。詳細については、先ほど配った補正予算の概要について、確認をお願いしたい。

報告案件だが、報告第19号専決処分の報告については、相模原市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例で、消防法の改正に伴う条項の移動に対応する部分の整理をするものである。

報告第20号専決処分の報告については、交通事故2件、道路管理2件である。

付議予定案件として、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを追加案件で上程したいという話が来ている。

人事6件については、人権擁護委員3名、人事委員会委員3名である。

委員会提出議案については、委員会条例の一部を改正する条例についてである。

議員提出議案については、議員の資産等の公開に関する条例についてで、政令市移行に伴い、資産公開が義務づけられるものである。

請願・陳情については、陳情第26号細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求めることについての1件が提出されている。

監査報告7件だが、2件については未配付なので、後ほど配付したい。

資料2-2をごらんいただきたい。提出が予定される請願・陳情だが、改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについてが請願として提出される予定である。

資料3、閉会中継続審査案件だが、さきの9月定例会からの継続で、生活保護の「母子加算」を復活することについてである。

資料4、日程案だが、初日の11月17日は提案理由説明で、通し番号1から3ページの通し番号63まで、提案理由の説明をお願いする。2日目の11月26日、代表質問・個人質疑、委員会付託だが、6ページの点線の上までが委員会に付託される案件である。委員会付託が済むと、議案

第156号専決処分の承認について、質疑から採決までお願いしたい。これが済むと人権擁護委員の候補者の推薦3件、人事案件が終わったところで追加で提出される予定の給与関係の人事院勧告関係の議案2件を追加で提出するということで、委員会付託はせずに、説明から採決までお願いできればと考えているので、協議をお願いしたい。それから、陳情第26号を民生委員会に付託し、閉会である。

3日目、4日目、5日目は一般質問である。

6日目の21日は、委員長報告から採決までである。先ほど説明した資産等の公開に関する条例は、ここで提案説明をして、採決までお願いしたい。その後に、追加案件として、相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例についてをお願いしたい。それから、人事委員会委員の選任3件。それから、請願が提出される予定になっている。仮に請願が採択されると、意見書の関係が出てくる。意見書については、人事委員会委員の選任についての後をお願いしたい。それから、専決処分の報告、監査報告ということで閉会である。

○中村委員長 ただいまの会期から12月定例会の日程案までの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

民主クラブ。

○角尾委員 条例は108つほどあると聞いていたが、今回は63件ということか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 資料2をごらんいただきたい。条例44件のうち40件が政令市の関係で、議案第107号相模原市区の設置等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例については、区名の追加が主なものだが、73条例あるので、そういったものを足し込むと百何件ということである。

○中村委員長 他に質疑、発言があるか。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

今の部分、給与条例、人事院関係の勧告に伴う条例について追加で提案して、説明から採決まで一括ということで確認してもらいたい。いいか。

共産党。

○藤井委員　　今まで必ずしてきたように思うが、委員会付託をしないということか。

○中村委員長　　議事調査課長。

○佐藤議事調査課長　　6月議会にも同じような内容の条例が追加で出されており、委員会付託を省略した経過がある。今回も人事院勧告の内容なので、そのように提案させてもらった。

○中村委員長　　共産党。

○藤井委員　　6月もそうだったのかもしれないが、これまで12月議会の給与改定条例は委員会付託をしてきたと思うが、考え方としてどうなのか。

○中村委員長　　以前の12月議会のときはどうか。
議事調査課長。

○佐藤議事調査課長　　人事院勧告の給与改定の取り扱いについては、過去に12月議会で委員会付託をしていたという経過はある。今回と6月議会は、減額還付ということがあり、委員会付託を省略して、本会議で質疑の場を設けることでいかがかということで、このような提案をした。

○中村委員長　　本会議場で質疑する時間はあるということである。
無所属クラブ。

○東條委員　　わからなくはないが、減額だったら付託しなくていいというような約束事はあるのか。

○中村委員長　　議事調査課長。

○佐藤議事調査課長　　増額だから付託する、減額だから付託しないという取り決めは一切ない。

○中村委員長　　どういうふうにとらえるかという部分だと思うが、他の会派の皆様、いかがか。
無所属クラブ。

○東條委員　　付託を省略することに関しての規定はあるのか。

○中村委員長　　議事調査課長。

○佐藤議事調査課長　　何を付託して、何を省略するかという明確な規定はない。省略するとかしないという運営について、議会運営委員会で協議してもらおうという取り扱いをしている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 ちょっと説明を聞き漏らしたようだが、見込みとしては、この日程のどの辺で出てくるのか。

○中村委員長 人事院勧告の案件について、12月を境にした流れについて、何が根拠となって追加の提案となるのか説明願う。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 8月に人事院勧告が出されて、閣議決定されて国の給与法の改正がなされることを受けて、一般市は人事院勧告を尊重するというので給与条例などの改正作業に向かうが、今回の内容は、12月期末勤勉手当の削減が盛り込まれている。6月もそうだったが、6月1日、12月1日という1つの基準日があり、基準日の前に条例がきちんと可決され、公布されていなければならないという大きな壁というか、さかのぼってということではなくて、減額するにもプラスするにも基準日現在の状況があって、11月27日が12月1日前の本会議なので、11月27日追加提案、あるいは11月30日月曜日に新たに会議を開いてもらう状況になるかどうかかわからないが、とりあえず、現在の日程で11月27日ということで設定した。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 基準日前に決めるという趣旨はわかった。それで6月もそんな話だったということ思い出した。その意味で、条例として提案できる、実務的に可能になるのはどれぐらいなのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今いろいろな調整をしていると聞いており、少なくとも議員の皆様には議案が配付されるのは3日前という決まりがあるので、その前までには皆様に議案を配付しなければいけない。提案するのが11月27日とすると、連休が重なっている関係もあり、11月20日ぐらいには皆様の手元に議案を配付できるかと考えている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 確認だが、17日の本会議初日の提案にはどうしても間に合わないということか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今聞いている状況では、初日には間に合わないということで追加でお願いしたいと伺っている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 私たちとしては、議会は慎重審議がモットーということで、委員会付託するのが基本だと考えているが、減額改定ということで、過去にさかのぼったら大変だという状況の中での日程上の事情ということであれば、あえて本会議を追加してやるという方法もあると思うが、その必要性とのいろいろな勘案で考えるしかないと思う。

○中村委員長 他の会派の皆様、いかがか。

初日に提案はできない、12月1日の基準日までにはすべてが整っていないなければならないというタイトなスケジュールの中で、2日目の議会の中での提案から採決までと。

公明党。

○加藤委員 確かに12月の議会日程を考えると、別の日にちで1日設けるとなると、例えば11月内だと30日、翌日は条例の一番多い総務委員会が入ってくることや、資料の配付が提案の3日前ということと祭日とかを考えると20日になり、約1週間の日程があることを考えると、会派内でのこれに対する見解も1週間あればということを含めて、27日に追加でやむを得ないと思う。

○中村委員長 新政クラブ。

○須田委員 私どもも、同じように27日でやむを得ないと思う。

○中村委員長 今回、総務委員会のボリュームが非常に多くなっているんで、そのような日程を考えた中で、2日目に提案から本会議場での質疑、討論、採決という流れでいきたいと思うが、共産党、いいか。

○藤井委員 皆さんがそういうことであれば。

○中村委員長 では、確認してもらった。日程等については、事務局の説明のとおりとする。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 先ほど藤井委員から質問のあった委員会付託する内容についてだが、私の言葉が少なかった部分があるので補足したい。

主な慣例についてという資料の4ページに、委員会付託を省略する案件

という内容があり、専決処分の承認議案及び人事議案は付託省略が慣例になっている。その他急を要する補正予算案など、その都度、議会運営委員会が認めた案件などがあるという表記があるので、議会運営委員会ですべて決まるということではなく、既に慣例になっている部分があり、その部分について追加する。

もう1件、今の話の中で、議案の送付の関係だが、26日が本会議で、27日が予備日となっている。26日ですべて終わると、26日の3日前なので20日という話をした。今、皆様から27日という話があったので、仮に27日までかかると、3日間だから翌週の24日となるが、今は26日しかなくて、27日が予備日となっているので20日と言った。27日に本会議という話があったので、その辺の確認をお願いしたい。

○中村委員長 あくまでも27日は予備日ということなので、現状態では26日1日の場合もあり得るという想定の中で、書類等の配付をお願いすべきと考えているが、各会派の皆さん、意見があったらお願いしたい。

共産党。

○藤井委員 今、議事調査課長の言った慣例の部分でちょっと意味がわからなかったが、今回のケースは、慣例として言われている専決処分の承認議案でも人事議案でもなくて、その都度、議会運営委員会が認めた案件に該当するものだとして理解する。あくまで原則、委員会付託で、必要があると認めた場合にのみ省略されるというケースだと理解するが、それでいいのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 そのとおりである。議会運営委員会が認めた案件という話だけしかしていなかったもので、それ以外に、専決処分の承認と人事議案の付託省略が慣例になっているという話をした。

○中村委員長 いいか。――

それでは確認してもらった。

(6) 一般質問通告者数についてを議題とする。各会派の12月定例会の通告者数をお願いする。

それでは、順番に伺っていく。

新政クラブ。

- 須田委員 うちは7名予定している。
- 中村委員長 公明党。
- 加藤委員 4人である。
- 中村委員長 民主クラブ。
- 角尾委員 4人である。
- 中村委員長 無所属クラブ。
- 東條委員 3である。
- 中村委員長 市民連合。
- 二木委員 3名である。
- 中村委員長 共産党。
- 藤井委員 2名である。
- 中村委員長 創史会。
- 古内委員 2名である。
- 中村委員長 そして、無所属Aがいるということである。

新政クラブ7名、公明党4名、民主クラブ4名、無所属クラブ3名、相模原市民連合3名、日本共産党2名、創史会2名、無所属A1名、合計26名ということで確認してもらいたい。

新政クラブ。

- 須田委員 確認だが、民主クラブの質問定数は6で、4名というのは、ちょっとおかしい。
- 角尾委員 では、3で。済まない。
- 藤井委員 半分ずつでなければいけないのか。
- 中村委員長 12月議会と3月議会を1つの枠として考えている中で、議長、副議長、監査を除いた方が質問するという枠を与えられているので、今回はどうしても4名ということであれば構わないが、ただ、それが余り走ってしまうと、12月議会に全員、3月議会にゼロということもあり得るので、できたら、その辺を考慮して、均等にしてもらえれば、スムーズな議会運営ができると思っている。
- 角尾委員 確認だが、質問者定数というのは監査は入らないということ認識していいのか。
- 中村委員長 議長、副議長、監査2名を除いた48名が対象という

ことである。

○角尾委員 わかった。

○中村委員長 そうすると、民主クラブは3名でいいか。

○角尾委員 はい。

○中村委員長 では、民主クラブは4名ということだったが、3名に訂正をお願いして、12月議会の一般質問通告者は合計25名となる。確認してもらいたい。

次に、(7) その他に入る。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 (7) その他について説明する。

日程をごらんいただきたいが、1つ目は、全員協議会の開催についてである。12月18日の本会議終了後に、(仮称)緑区合同庁舎の基本設計の概要についてという内容で開催したいということである。

②の部会の開催についてだが、総務部会が2件、民生部会が3件、環境経済部会が2件、建設部会が4件、以上の内容で部会を開催したいということである。

③の議員派遣の議決についてだが、資料6をごらんいただきたい。

1つ目は、県央八市議会議員合同研修会への派遣で、全議員である。2つ目は、1市1町1村議会正副議長連絡会研修会への副議長の派遣である。それから、ここには記載はないが、後ほど議員派遣についてということで、議会運営委員会の視察の関係について協議してもらいたい。仮に議決されると、副議長の派遣について、さらに3点目としてここに載ってくるので、御承知おきいただきたい。

④の理事者席についてだが、資料7をごらんいただきたい。副市長の事務分担の変更により、網かけ部分の席が変更になるということで了解してもらいたい。

⑤の指定管理者に関する資料の配架についてだが、先ほどの議案説明の中で3件の指定管理者に関する議案が提出されており、そちらの案件について、事務局入り口の書棚に配架してあるので、自由にごらんいただきたい。

○中村委員長 その他の①から⑤までの説明があった。ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ、以上でこの件については終わる。

次に、３月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会議務局長 資料８をごらんいただきたい。３月定例会会議日予定仮案だが、会期は、２月１９日から３月２５日までの３５日間である。初日２月１９日、提案説明が行われる。２２日が代表質問・個人質疑の通告期限で午後５時まで、代表質問・個人質疑は３月１日、２日に行われ、４日から翌週の１０日までが各常任委員会である。１１日が一般質問通告期限、午後３時までとなっており、１９日、２３日、２４日の３日間が一般質問、２５日が最終日で、本会議終了後、議会運営委員会もお願いしたい。なお、３月定例会のための議会運営委員会は、２月１２日金曜日午前９時３０分からお願いしたい。

○中村委員長 ただいまの日程の説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。



相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○中村委員長 相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明する。資料９をごらんいただきたい。

提案の理由は、人事委員会の設置に伴う規定の改正、行政組織条例の改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正をいたく提案するものである。

内容としては、第１条として、公平委員会を人事委員会に変更すること。

第2条は、企画財政局を危機管理室に、市民局を企画市民局、区役所に改めるという内容で、資料10をごらんいただきたいが、別表の新旧対照表を示している。

まず、公平委員会が廃止され、人事委員会が設置されるので、公平委員会を人事委員会、裏面を見てもらいたい。組織条例の中で、企画財政局が企画市民局に変わる。それから、危機管理室と区役所が設置されるという内容で整理したい。

資料9に戻ってもらいたい。附則で、第1条の規定は平成22年1月14日から、第2条の規定は同年4月1日から施行するということで、1条の人事委員会については、1月14日に設置され、その日からの施行ということである。

○中村委員長 ただいまの説明に対して、意見、発言があったら願います。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、確認してもらった。

—————◇○○◇—————

相模原市議会会議規則の一部改正に伴う全員協議会規程の制定について

○中村委員長 相模原市議会会議規則の一部改正に伴う全員協議会規程の制定についてを議題とする。

前回の議運で持ち帰りとなっていたが、各会派から意見があったら願いたい。

公明党。

○加藤委員 前回、この素案が示されて、会派の中でも、さまざま協議した。その過程の中で、相模原としてのよりよい全協のあり方ということで、この規程について、ほかの自治体の資料も取り寄せて検討して、それぞれ一長一短がある中で、相模原らしいというか、いろいろな観点から、会派としては、もう少し検討する時間をもらえればということがあった。

○中村委員長 他の会派の皆様、いかがか。

本来だったら、きょうの議運以前に、どこか日程を探して、この案件に

については協議したいと前回の議運で話したが、日程がとれなくて、きょうも、この後、代表者会議を控えていることもあり、時間がなかなか取りづらく、先送りになってしまって大変恐縮だが、新たな場面で日程をとった中で集中的に審議したいと思っているので、そのベースとなる部分で何かあったら、この場で各会派の意見を伺いたいと思うが、いかがか。――

公明党から、現在、いろいろな部分で調査をして、もう少し時間をとということで、各会派の皆様も同じような意見ということで確認させてもらって、この案件については、またどこかで日程を設定したいと思うので、協力してもらえようをお願いしたい。



農業委員会委員の推薦について

○中村委員長 農業委員会委員の推薦についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 農業委員会委員の推薦について説明する。資料 1 2 をごらんいただきたい。

東農業委員会と西農業委員会の統合に係る農業委員会数の推移という資料をつけているが、相模原市西農業委員会が平成 22 年 2 月 28 日に廃止され、その区域が東農業委員会の区域に編入される。これに伴い、現在の西農業委員会委員は失職する。

翌 3 月 1 日に、東農業委員会の名称を相模原市農業委員会に変更する。
なお、相模原市農業委員会委員は 3 月 19 日までの任期となっている。

翌日 3 月 20 日から、相模原市農業委員会の新体制がスタートする。

現在、東西農業委員会に各 3 名の議員を推薦しているが、西農業委員会委員は 2 月 28 日に失職、また、東農業委員会改め相模原市農業委員会委員も 3 月 19 日に任期が満了するので、それ以降の委員の推薦方法などについて協議してもらいたい。

○中村委員長 西が 2 月いっぱい失職して、東が相模原市農業委員会委員になり、3 月 20 日、そこで新たな選挙をしなければいけないが、来年 5 月には議会としてもいろいろな役職の人選があるという、非常に複

雑な流れだが、3月20日以降の新体制について、どのような形で決定していったらいいか、本日初めて提出しているので、現段階で何か意見があったら願います。

公明党。

○加藤委員 物理的には、3月まで務める委員が、そのまま5月まで継続としてというのが一番いいと考えられる。

○中村委員長 公明党の意見は、東農業委員が3月1日に相模原市農業委員に自動的になるので、そのまま3月20日からも引き続いてということだが、もう一つ、人数が議会推薦が4名以内ということがあって、1人ふやすのか、そのままでいいのかということもあるので、その辺もあわせて、各会派の皆さん、意見があったらお願いしたい。きょう初めて提出したので、この場で3月20日以降を決めるつもりはないので、あらかじめ了承してもらいたい。

公明党。

○加藤委員 私もうっかりしていて、その部分は欠けていた。全体のことを含めて会派に報告して、意見を伺ってみたいと思う。

○中村委員長 事務局、スケジュール的には、いつまでに決定すればいいか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 先ほど3月議会のスケジュールを示した資料8だが、3月19日をもって任期満了となり、3月20日から新たな任期に入るので、その前に推薦することになるので、いずれかの本会議の中で行ってもらえればと思う。仮に2月19日、3月1日、3月2日、極端な話、3月19日も本会議があるので、この中で行ってもらえればと考えている。

○中村委員長 3月議会の日程の中で、できたら余りぎりぎりということではなくて、早目に方向性を出していけたらと考えている。本日のところは、各会派に持ち帰って協議してもらおうということでもいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、3月20日からの新体制について、議会推薦が4人以内ということも含めて、各会派に持ち帰ってもらいたい。

共産党。

○藤井委員 持ちかえる内容だが、私としては初めて直面したので、3月1日から3月19日までの部分、西の委員が失職して、東の委員が相模原市に名称変更する、手続的にこういう形だが、議会推薦で農業委員、東も西もそれぞれの役割があってやってきた中で、この部分を含めて持ち帰らせてもらいたい。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 任期については、農業委員を受けたときに、日にちが違っていた。西農業委員は28日までしか任期がない状況になっていて、東の人は19日までとして受けているので、そこは変えられない話だと私は認識している。20日からは、14日に選挙があって、新しい方たちでスタートのときに、私たち議員の推薦枠をどうするかという話なので、いつもの関係とは違うと私は認識している。

○中村委員長 事務局、そのとおりでいいか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 実を言うと、昨年5月の人事のときにも、具体的に2月28日という日にちは言っているかわからないが、そのようになる予定だという話はしている。

○中村委員長 市民連合。

○二木委員 今の議論は非常に重要な部分だと思う。そう思うではなくて、これはしっかりと確認してもらいたい。片方だけ前倒しで約1カ月間早くなって失職する。西も東も同時期に終わって、当然、任期があるうちに選挙をして、同時にまとまってスタートというのが、どの選挙においても通常の流れだと思うが、そういう形になっている部分について、もう1回、しっかりとした情報をもらいたい。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 昨年の5月に、議員皆さんに、農業委員会運営協議会で検討した農業委員会組織のあり方に関する検討報告書という冊子を配っており、その中にも今の話が入っている。具体的には2月28日という表現にはなっていないが、2月の末日ということなので……。

○中村委員長 私も個人的になるが、昨年、農業委員を務めた中では、そのような形で日程が組まれていることは確認している。

いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、平成22年3月20日以降の議会推薦の農業委員について、各会派で持ち帰ってもらい、3月議会までには調整ができるように協力してもらえよう、お願いと確認である。



区選挙管理委員及び補充員の選出について

○中村委員長 区選挙管理委員及び補充員の選出についてだが、8月18日の議運で資料13で説明したように、政令市移行に伴い、区の選挙管理委員及び補充員を各4名ずつ選出することになるが、その選出方法について、次回以降の議運で協議していきたいと思うので、よろしくお願いします。

この件に関して、事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 区選挙管理委員会についてということで、資料13を示している。

さきの議運でも若干説明しているが、来年4月の政令市移行と同時に、区に選挙管理委員会が設置され、現在3区の予定なので、3つの選挙管理委員会が置かれることになる。その選挙管理委員会には、現在の市の選挙管理委員会と同様に、委員4名、補充員4名を選挙することになっているので、選出方法について協議してもらいたい。なお、議会での選挙の時期については、先行市では、移行後の初議会、例えば5月臨時会、遅くとも6月定例会の中でやっているようで、移行前の3月では選任していない。

○中村委員長 現在の市の選挙管理委員の下部組織になるのか、今の補充員4名とは別に、各区に4名ずつ、計24名を新たに選ばなければいけない。その選出方法について、各会派で持ち帰ってもらい、来年の5月臨時会までには間に合うようにお願いしたいということである。また、来年早々に参議院選挙があるので、5月臨時会には確実に決定しなければいけない案件なので、協力をお願いしたい。

共産党。

○藤井委員 不勉強だが、市の選管はそのままあり続けて、それとは

別に区の選管ができるのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 市の選挙管理委員会そのものは存在して、区ができるので、区にも選挙管理委員会を設置する。区選挙管理委員会委員が全くいなくなるとか、そういう事故が起きた場合は、市の選挙管理委員会がその分を兼ねるという規定もあるが、基本的には、市の選挙管理委員会があると同時に、区にも3つの選挙管理委員会が置かれる。

○中村委員長 いいか。――

他に何か質疑、発言等あるか。――

それでは、5月の臨時会に向けて協力してもらえよう、確認とお願いである。

――◇○◇――

その他

○中村委員長 その他についてを議題とする。

議会運営委員会の行政視察については、会議規則第94条の規定により、お手元の資料14、委員派遣についてに記載のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、資料14のとおり決定する。確認をお願いする。

そのほか、何か発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 1月の議会だよりを検討する議運が今の予定だと1月19日、これはどうにも変更できないのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 実は、最初の予定だと1月20日にお願いしようと思っていたところ、先ほど決議してもらった視察が入るということで、1日前倒しでお願いしたい。というのは、19日ぐらいに議会運営委員会の手承を得ておかないと印刷の作業に入れないので、ちょっと厳しい部分もある関係で、19日ということをお願いしている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 今の話だと、遅いとまずいという趣旨に聞こえるので、早めることはできないのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 早めると、事務局の作業がなかなかそこまで間に合わないということで、いつも19日、20日ぐらいを予定させてもらっている。

○中村委員長 いいか。――

それでは、19日ということで協力してもらいたい。

その他、何か発言があったらお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 1つだけ、報告がある。

さきの議運で報告した議場の天井裏の修理だが、遅くとも16日までにという話をしたが、既に修理が完了している。

○中村委員長 ただいまの件に関してはいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

他に発言はないか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次回の議会運営委員会は、12月21日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前10時55分 閉会